

現況届 Q&A

提出について

- Q. 提出期限までに提出できません。
- A. 令和6年1月26日（金）必着としておりますが、やむを得ず提出が遅れる場合は、保育課あてご連絡をお願いします。
提出書類が前に次第速やかにご提出をお願いします。
- Q. 一部の提出書類が間に合わない場合、揃っている書類から提出したほうがよいですか？
- A. すべて揃った段階でご提出ください。
- Q. きょうだいで施設等利用給付認定を持っている場合、それぞれ提出する必要がありますか？
- A. それぞれは必要ありません。世帯で1部ご提出ください。

保育を必要とする理由を証明する書類の提出について

- Q. 保育を必要とする理由を証明する書類の様式について、令和6年度保育施設等入所案内に掲載している様式で提出することは可能でしょうか？
- A. 可能です。
- Q. 令和6年度認可保育施設等入所の手続きのために提出した書類については提出省略の対象となりますか？
- A. 提出省略の対象となります。
- Q. 学童保育の手続きのために提出した書類については提出省略の対象となりますか？
- A. 提出省略の対象となりません。
- Q. プリンターがなく、必要書類が用意できません。
- A. 小金井市役所保育課で書類をお渡しできます。また、令和6年度保育施設等入所案内に綴じられている様式を使用することも可能です。

その他

- Q. 家庭状況等が変わっています。現況届の提出をもって変更手続きは不要ですか？
- A. ご家庭の状況が変わった場合や保護者の方の保育の必要性の事由に変更が生じた場合等がございましたら、本提出によらず、別途変更の手続きを早急に行っていただく必要があります。
- Q. 電子申請はできますか？
- A. 申し訳ありませんが、電子申請はできません。郵送または窓口にてお手続きください。